(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3670891号 (P3670891)

(45) 発行日 平成17年7月13日(2005.7.13)

(24) 登録日 平成17年4月22日 (2005.4.22)

(51) Int.C1.7

FI

HO1R 4/24 HO1R 9/03 HO1R 4/24 HO1R 9/03

Α

請求項の数 3 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願平11-200567

(22) 出願日 平成11年7月14日 (1999.7.14)

(65) 公開番号 特開2001-28278 (P2001-28278A) (43) 公開日 平成13年1月30日 (2001.1.30)

本成13年1月30日 (2001.1.30) 審査請求日 平成14年11月26日 (2002.11.26) (73)特許権者 000006895

矢崎総業株式会社

東京都港区三田1丁目4番28号

||(74)代理人 100075959

弁理士 小林 保

(74)代理人 100074181

弁理士 大塚 明博

|(72)発明者 坂元 正美

愛知県豊田市福受町上ノ切159-1 矢

崎部品株式会社内

(72) 発明者 森 重樹

愛知県豊田市福受町上ノ切159-1 矢

崎部品株式会社内

審査官 山岸 利治

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】分岐装置

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

並設された複数本の電線から分岐を行う分岐装置において、絶縁底板と、

前記 絶縁底板の上に積層されていて <u>絶縁板本体の板面に</u>前記各電線が平行に通される <u>複数の電線セット溝が形成され、該各電線セット溝の底に貫通孔が長手方向に所定間隔で複数形成されている複数枚の分岐接続絶縁板と,</u>

上部にコネクタキャビテイ部を形成し、前記絶縁底板と前記各分岐接続絶縁板を挟むように保持する絶縁ハウジングで構成され、該絶縁ハウジングに複数本の貫通接続導体を各一端側が前記各分岐接続絶縁板の前記貫通孔に貫通し該各分岐接続絶縁板の電線セット溝に通される所要の前記電線に電気的に接続して分岐接続を行い、各他端側がコネクタ雄端子部として前記コネクタキャビテイ部内に露出させた分岐コネクタ部と、

を備えていることを特徴とする分岐装置。

【請求項2】

前記各分岐接続絶縁板は、前記絶縁板本体の電線セット溝の溝幅に対応する横幅を持つ 所定長さの底板部の一端側の両側辺に、電線導通部と電線把持部とがそれぞれ対向するように立ち上がって形成され、底板部の他端側の一側辺に貫通接続導体が貫通接続される筒 状の貫通接続導体接続部が延設されている中間接続端子を任意の位置にセットして構成されていることを特徴とする請求項1に記載の分岐装置。

【請求項3】

前記絶縁ハウジングが支持するタブ導体からなる各貫通接続導体は、前記各分岐接続絶

縁板に貫通させる<u>各一端</u>側の板面の向き<u>を該各</u>分岐接続絶縁板の電線セット溝の方向と一致する向き<u>に揃え、前</u>記コネクタ雄端子部として<u>前記コネクタキャビテイ部内</u>に露出させた<u>各他端</u>側の板面の向き<u>を</u>前記<u>各</u>分岐接続絶縁板に貫通させる<u>前記各一端</u>側の板面の向きに対して90°向き<u>を</u>曲げ<u>て前記絶縁ハウジングに組み込んだものである</u>請求項2に記載の分岐装置。

【発明の詳細な説明】

[00001]

【発明の属する技術分野】

本発明は、並設された複数本の電線から分岐を行う分岐装置に関し、特に自動車用ワイヤーハーネスなどに使用して好適な分岐装置に関するものである。

[0002]

【従来の技術】

従来のこの種の分岐装置1は、図8及び図9に示すように絶縁ハウジング2の側面に複数の圧接端子3が千鳥配置で並設され、これら圧接端子3の圧接溝に対応して並設された複数本の電線4を各圧接溝に臨ませて配置し、この状態で圧入用絶縁カバー5を各圧接端子3に一括して被せて押圧することにより各電線4を各圧接溝に圧入することにより電気的に接続し、この状態で圧入用絶縁カバー5を絶縁ハウジング2に突起6aと係止窓6bからなる係止手段で係止した構造であった。

[0003]

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、このような分岐装置1では、中間スプライス吸収が圧接端子3:電線4で示すと、1:1でしか実現できない問題点があった。また、分岐の数を増やすには、図9に示すように各電線4に複数の分岐装置1を取り付けなければならず、作業性が悪いとともに、コスト高になり、且つ分岐スペースも大きいスペースを必要とする問題点があった

[0004]

本発明の目的は、電線の分岐を小スペースの中で数多くとることが出きるとともに中間スプライス吸収ができ、小型化とコストの低減を図れる分岐装置を提供することにある。

[0005]

【課題を解決するための手段】

請求項1に記載の発明は、並設された複数本の電線から分岐を行う分岐装置において、 絶縁底板と,

前記 絶縁底板の上に積層されていて <u>絶縁板本体の板面に</u>前記各電線が平行に通される <u>複</u>数の電線セット溝が形成され、該各電線セット溝の底に貫通孔が長手方向に所定間隔で複数形成されている 複数枚の分岐接続絶縁板と,

上部にコネクタキャビテイ部を形成し、前記絶縁底板と前記各分岐接続絶縁板<u>を挟</u>むように保持する<u>絶縁ハウジングで構成され、</u>該絶縁ハウジング<u>に</u>複数本の貫通接続導体<u>を</u>各一端側<u>が</u>前記各分岐接続絶縁板<u>の前記貫通孔</u>に貫通<u>し該各分</u>岐接続絶縁板<u>の電線セット溝</u>に通される所要の前記電線に電気的に接続して分岐接続を行い<u>、各</u>他端側<u>が</u>コネクタ雄端子部として前記コネクタキャビテイ部内に露出させた分岐コネクタ部と,

を備えていることを特徴とする。

[0006]

このように構成することにより、貫通接続導体と電線の接続が貫通接続導体:電線で示すと、(1:n)或いは(n:n)に求めることができ、これにより電線の分岐を小スペースの中で数多くとることが出きるとともに貫通接続導体:電線が(1:n)或いは(n:n)とられる分岐の中間スプライスを吸収することができるので、従来のこの種のものに比べて小型化でき、且つコストの低減を図ることができる。

[0007]

請求項2に記載の発明は、前記各分岐接続絶縁板は、前記絶縁板本体の電線セット溝の 溝幅に対応する横幅を持つ所定長さの底板部の一端側の両側辺に、電線導通部と電線把持 10

20

30

40

部とがそれぞれ対向するように立ち上がって形成され、底板部の他端側の一側辺に貫通接 続導体が貫通接続される筒状の貫通接続導体接続部が延設されている中間接続端子を任意 の位置にセットして構成されていることを特徴とする。

[0008]

このように構成することにより、電線に電気的に接続される電線導通部と所要の貫通接続 導体が貫通接続される貫通接続導体接続部とを備えた中間接続端子を組み込むことにより 、各電線と貫通接続導体との電気的接続を必要な箇所で容易に行うことができる。そして 、前記の接続は、中間接続端子のセット位置や貫通接続導体の支持位置を所要の位置に求 め、或いは変更することにより、分岐箇所変更等の設変が容易に行える。

[00009]

請求項3に記載の発明は、前記絶縁ハウジングが支持するタブ導体からなる各貫通接続導体は、前記各分岐接続絶縁板に貫通させる各一端側の板面の向きを該各分岐接続絶縁板の電線セット溝の方向と一致する向きに揃え、前記コネクタ雄端子部として前記コネクタキャビテイ部内に露出させた各他端側の板面の向きを前記各分岐接続絶縁板に貫通させる前記各一端側の板面の向きに対して90°向きを曲げて前記絶縁ハウジングに組み込んだものである。

[0010]

このように構成することにより、絶縁ハウジングの外に露出させる各貫通接続導体のコネクタ雄端子部の板面の向きが横一列であり、そして、電線の方向が前記コネクタ雄端子部の板面の向きと直行する方向にセットされるような組み付けとしたとき、中間接続端子の貫通接続導体接続部に挿通される各貫通接続導体の分岐接続絶縁板に貫通させる側の部分の板面の向きが前記電線と平行となるので、中間接続端子の横幅が各貫通接続導体の分岐接続絶縁板に貫通させる側の部分の板面の向きが前記電線と直行している場合と比較して狭く、その分中間接続端子の配置間隔が狭くなり、一層の小型化が実現できる。

[0011]

【発明の実施の形態】

図1~図4は本発明に係る分岐装置における実施の形態の第1例を示したもので、図1は本例の分岐装置の分解斜視図、図2は本例の分岐装置の横断面図、図3は本例の分岐装置で用いている分岐接続絶縁板に電線と中間接続端子とを組み込んだ状態の平面図、図4は本例の分岐装置で用いている中間接続端子の斜視図である。

[0012]

本例の分岐装置1は、絶縁底板7と、該絶縁底板7の上に積層されていて各電線4が平行に通されるようになっている複数枚の分岐接続絶縁板8と、絶縁底板7と共に各分岐接続絶縁板8を絶縁ハウジング9で保持するとともに該絶縁ハウジング9が支持する複数本の貫通接続導体10の各一端側を各分岐接続絶縁板8に貫通させて分岐接続絶縁板8に通される所要の電線4に電気的に接続して分岐接続を行い他端側をコネクタ雄端子部10aとして外部に露出させた分岐コネクタ部11とを備えている。

[0013]

各分岐接続絶縁板8は次のように構成されている。絶縁板本体12の板面に各電線4が平行に通される複数の電線セット溝13が形成され、この各電線セット溝13の底に、前記貫通接続導体10が挿通される貫通孔14が長手方向に所定間隔で複数形成されており、そして、前記各電線セット溝13内に、各電線セット溝13に通される電線4に電気的に接続される電線導通部15aと所要の前記貫通接続導体10が貫通接続される貫通接続導体接続部15bとを備えた中間接続端子15が任意の位置にセットされている。

[0014]

更に詳細には、前記絶縁板本体12の板面には各電線セット溝13の溝壁に、前記電線セット溝13と連通して電線セット溝13の一部を構成し、そして、前記中間接続端子15の貫通接続導体接続部15bを係合させる係合凹部13aが長手方向に所定間隔で形成されており、この係合凹部13aの底に前記貫通孔14が形成されている。

[0015]

50

40

10

20

また、前記中間接続端子15は、前記電線セット溝13の溝幅に対応する横幅を持つ所定長さの底板部の一端側の両側辺に、電線導通部15aと電線把持部15dがそれぞれ対向するように立ち上がって形成されており、対向する電線導通部15a同士及び電線把持部15d同士の間に電線4を挿入するようになっており、また、底板部15cの他端側の一側辺に貫通接続導体10が貫通接続される筒状の貫通接続導体接続部15bが延設されている。

[0016]

前記電線導通部 1 5 a にはその内面側に、挿入された電線 4 に食い込み導線に接触し、或いは裸の導線 4 a に圧接して電気的に接続される導通突片 1 5 e が形成されている。また、電線把持部 1 5 d は、内側に折り曲げられて挿入された電線 4 を把持するようになっている。

[0017]

前記底板部15cの他端側の一側辺に延設された貫通接続導体接続部15bは、これに挿通される貫通接続導体10と電線導通部15a同士及び電線把持部15d同士の間に挿入された電線4と干渉しないようになっている。そして、この貫通接続導体接続部15bは、中間接続端子15を電線セット溝13にセットしたとき、電線セット溝13の側壁に形成されている係合凹部13aに係合するようになっており、且つ係合したとき貫通接続導体接続部15bの筒孔15fと係合凹部13aの底に形成されている貫通孔14とが一致するようになっている。

[0018]

なお、本例の中間接続端子15では、図4に示すように貫通接続導体接続部15bは底板部15cの左側辺に延設されているが、図示しないが、底板部15cの右側辺に延設されたものも用いることができる。また、前記各分岐接続絶縁板8を構成する絶縁板本体12の電線セット溝13に通される電線4は、その端末でも或いは中間でもよい。

[0019]

前記分岐コネクタ部11にあっては、前記のように、絶縁底板7と共に各分岐接続絶縁板8を絶縁ハウジング9で保持するとともに該絶縁ハウジング9が支持する複数本の貫通接続導体10の各一端側を各分岐接続絶縁板8に貫通させて分岐接続絶縁板8に通される所要の電線4に電気的に接続して分岐接続を行い他端側をコネクタ雄端子部10aとして外部に露出させた構成となっている。

[0020]

前記絶縁ハウジング9が支持する各貫通接続導体10はそれぞれタブ導体からなり、これらタブ導体からなる貫通接続導体10は少なくとも各分岐接続絶縁板8に貫通させる側がその板面の向きを一方向に揃えて絶縁ハウジング9に組み込まれている。本例のタブ導体からなる貫通接続導体10は、他端側のコネクタ雄端子部10aも板面の向きが同じであって、これらコネクタ雄端子部10aは分岐接続絶縁板8に通される電線4の方向に板面を向けて、即ちコネクタ雄端子部10aの板面を電線4の方向と平行に向けて絶縁ハウジング9のコネクタキャビテイ部9a内に外向きに露出されている。コネクタキャビテイ部9aにはコネクタ18が接続される。

[0021]

各分岐接続絶縁板8は、絶縁底板7と絶縁ハウジング9とで挟むようにして保持されているのであるが、この状態は絶縁ハウジング9の下端に形成された突起16を絶縁底板7に形成された凹部17に係止させることによりロックされている。前記突起16と凹部17は係脱可能となっている。

[0022]

このような分岐装置1では、貫通接続導体10と電線4の接続が貫通接続導体10:電線4で示すと、(1:n)或いは(n:n)に求めることができ、これにより電線4の分岐を小スペースの中で数多くとることが出きるとともに貫通接続導体10:電線4が(1:n)或いは(n:n)とられる分岐の中間スプライスを吸収することができるので、従来のこの種のものに比べて小型化でき、且つコストの低減を図ることができる。

20

10

30

40

[0023]

また、積層される各分岐接続絶縁板8には、電線4に電気的に接続される電線導通部15 aと所要の貫通接続導体10が貫通接続される貫通接続導体接続部15bとを備えた中間 接続端子15を組み込んでいるので、各電線4と貫通接続導体10との電気的接続を必要 な箇所で容易に行うことができる。そして、前記の接続は、中間接続端子15のセット位 置や絶縁ハウジング9による貫通接続導体10の支持位置を所要の位置に求め、或いは変 更することにより、分岐箇所変更等の設変が容易に行える。

[0024]

図5(A)(B)及び図6(A)(B)は本発明に係る分岐装置における実施の形態の第2例を示したもので、図5(A)は本例の分岐装置1での各貫通接続導体10のコネクタ雄端子部10aの配列状態を示す平面図、図5(B)は本例の分岐装置1で貫通接続導体10と中間接続端子15との接続状態を示す縦断面図、図6(A)(B)は本例で用いる貫通接続導体10の2種の例を示す斜視図である。

[0025]

本例の分岐装置 1 では、前記絶縁ハウジング 9 が支持するタブ導体からなる貫通接続導体 1 0 は、前記各分岐接続絶縁板 8 に貫通させる側の板面の向きが分岐接続絶縁板 8 の電線セット溝 1 3 の方向と一致する向きとなっており、そしてコネクタ雄端子部 1 0 a として外部に露出させた側の板面の向きが前記分岐接続絶縁板 8 に貫通させる側の板面の向きに対して90°向きが曲げられている。

[0026]

このように構成することにより、絶縁ハウジング9の外に露出させる各貫通接続導体10のコネクタ雄端子部10aの板面の向きが横一列であり(図5(A)の配列状態)、そして、電線4の方向が前記コネクタ雄端子部10aの板面の向きと直行する方向にセットされるような組み付けとしたとき、中間接続端子15の貫通接続導体接続部15bに挿通される各貫通接続導体10の分岐接続絶縁板8に貫通させる側の部分の板面の向きが前記電線4と平行となるので、中間接続端子15の横幅が、後に比較例として図7に示す各貫通接続導体10の分岐接続絶縁板8に貫通させる側の部分の板面の向きが前記電線4の方向と直行している場合と比較して狭く、その分中間接続端子15の配置間隔L1が図7に示す中間接続端子15の配置間隔L2より狭くなり、一層の小型化が実現できる。

[0027]

図7(A)(B)は本発明に係る分岐装置1に対する比較例の分岐装置を示したもので、図7(A)は比較例の分岐装置での各貫通接続導体10のコネクタ雄端子部10aの配列状態を示す平面図、図7(B)は比較例の分岐装置で貫通接続導体10と中間接続端子15との接続状態を示す縦断面図である。

[0028]

この比較例の分岐装置では、それぞれタブ導体からなる各貫通接続導体 1 0 がその全長にわたって曲げられておらず、各貫通接続導体 1 0 の分岐接続絶縁板 8 に貫通させる側の部分の板面の向きが前記電線 4 の方向と直行している。これに伴い前記の板面の向きが電線 4 の方向と直行している各貫通接続導体 1 0 を貫通接続させる貫通接続導体接続部 1 5 b を備えた中間接続端子 1 5 にあっては、その横幅が前記本例の各貫通接続導体 1 0 と比較して広く、その分中間接続端子 1 5 の配置間隔 L 2 が本例の中間接続端子 1 5 の配置間隔 L 1 より広く、その結果、本例に比べ大型化が避けられない。

[0029]

【発明の効果】

以上説明したように、請求項1に記載の発明によれば、電線の分岐を小スペースの中で数多くとることが出きるとともに分岐の中間スプライスを吸収することができるので、従来のこの種のものに比べて小型化でき、且つコストの低減を図ることができる。

[0030]

請求項2に記載の発明では、電線に電気的に接続される電線導通部と所要の貫通接続導体が貫通接続される貫通接続導体接続部とを備えた中間接続端子を組み込むことにより、各

20

30

40

電線と貫通接続導体との電気的接続を必要な箇所で容易に行うことができ、そして前記の 接続は、中間接続端子のセット位置や貫通接続導体の支持位置を所要の位置に求め、或い は変更することにより、分岐箇所変更等の設変を容易に行うことができる。

[0031]

請求項3に記載の発明では、絶縁ハウジングの外に露出させる各貫通接続導体のコネクタ 雄端子部の板面の向きが横一列であり、そして、電線の方向が前記コネクタ雄端子部の板 面の向きと直行する方向にセットされるような組み付けとしたとき、中間接続端子の貫通 接続導体接続部に挿通される各貫通接続導体の分岐接続絶縁板に貫通させる側の部分の板 面の向きが前記電線と平行となるので、中間接続端子の横幅が各貫通接続導体の分岐接続 絶縁板に貫通させる側の部分の板面の向きが前記電線と直行している場合と比較して狭く 、その分中間接続端子の配置間隔が狭くなり、一層の小型化とコストの低減を図ることが できる。

【図面の簡単な説明】

- 【図1】本発明に係る分岐装置における実施の形態の第1例を示す分解斜視図である。
- 【図2】本例の分岐装置の横断面図である。
- 【図3】本例の分岐装置で用いている分岐接続絶縁板に電線と中間接続端子とを組み込ん だ状態の平面図である。
- 【図4】本例の分岐装置で用いている中間接続端子の斜視図である。
- 【図5】(A)は本発明に係る分岐装置における実施の形態の第2例でコネクタ雄端子部 の配列状態を示す平面図、(B)は本例の分岐装置で貫通接続導体と中間接続端子との接 続状態を示す縦断面図である。
- 【図6】(A)(B)は本例で用いる貫通接続導体の2種の例を示す斜視図である。
- 【図7】(A)は本発明に係る分岐装置に対する比較例の分岐装置でコネクタ雄端子部の 配列状態を示す平面図、(B)は比較例の分岐装置で貫通接続導体と中間接続端子との接 続状態を示す縦断面図である。
- 【図8】従来の分岐装置の分解斜視図である。
- 【図9】従来の分岐装置の斜視図である。

【符号の説明】

- 1 分岐装置
- 絶縁ハウジング 2
- 3 圧接端子
- 4 電線
- 4 a 裸の導線
- 5 圧入用絶縁カバー
- 突起 6 a
- 6 b 係止窓
- 7 絶縁底板
- 分岐接続絶縁板
- 9 絶縁ハウジング
- コネクタキャビテイ部 9 a
- 1 0 貫通接続導体
- 10a コネクタ雄端子部
- 1 1 分岐コネクタ部
- 1 2 絶縁板本体
- 1 3 電線セット溝
- 1 3 a 係合凹部
- 1 4 貫通孔
- 1 5 中間接続端子
- 15a 電線導通部
- 15b 貫通接続導体接続部

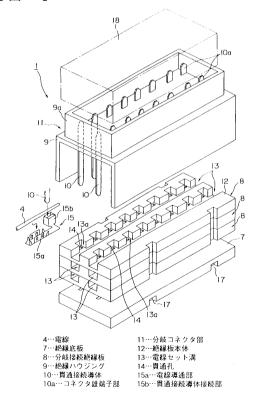
20

30

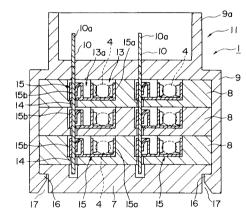
40

- 15c 底板部
- 15d 電線把持部
- 15e 導通突片
- 15f 筒孔
- 16 突起
- 17 凹部
- 18 コネクタ

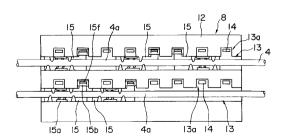




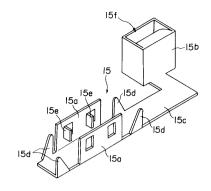
【図2】



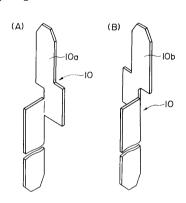
【図3】



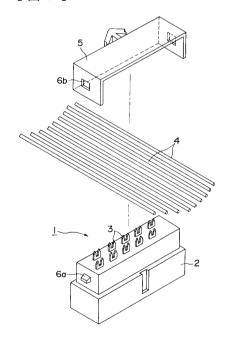
【図4】



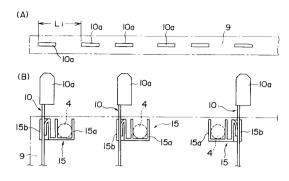
【図5】



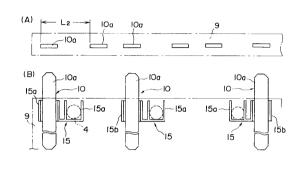
【図8】



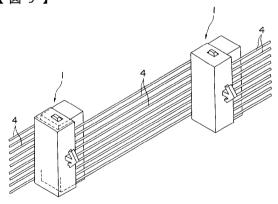
【図6】



【図7】



【図9】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平08-088922(JP,A)

特開平05-258813(JP,A)

実開平04-064923(JP,U)

実開昭59-025180(JP,U)

(58)調査した分野(Int.CI.⁷, DB名)

H01R 4/24

H01R 9/03